

議会運営委員会 会議録

日 時 令和3年9月2日(木曜日) 午前10時41分～午前11時23分

場 所 臼杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 大塚 州章	副委員長 大嶋 薫	
委 員 匹田久美子	委 員 内藤 康弘	委 員 梅田 徳男
委 員 広田 精治	委 員 武生 博明	

オブザーバー

議 長 匹田 郁	副議長 吉岡 勲
----------	----------

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

総務課長 柴田 監	財務経営課長 荻野 浩一
-----------	--------------

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山 博造 次長 後藤 秀隆 書記 高橋 悠樹 主査 清水 香

傍聴者

(な し)

協議事項

- I. 議案等について
 - II. 会期日程について
 - III. 議事日程について
 - IV. 一般質問発言順序について
 - V. その他
-

午前10時41分 開議

○委員長(大塚州章)

開会前に執行部より議案等の説明を受けたいと思います。

(執行部入室)

◎総務課長(柴田 監)

(議案について配付資料に基づき説明)

◎財務経営課長(荻野浩一)

(補正予算について配付資料に基づき説明)

○委員長(大塚州章)

執行部ありがとうございました。

(執行部退席)

○委員長(大塚州章)

それでは、ただ今より議会運営委員会を開催したいと思います。お配りしております次第のとおり協議事項につきまして、事務局より説明をよろしくお願いします。

I. 議案等について

II. 会期日程について

III. 議事日程について

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき一括説明)

○委員(内藤康弘)

一般質問が2日間(14~15日)になるのであれば、17日の委員会を16日に繰り上げてはどうか。

◎書記(高橋悠樹)

会期日程については、この議会運営委員会で協議、最終決定していただく。

※16日に繰り上げることで決定

IV. 一般質問発言順序について

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員(内藤康弘)

若林議員の質問、市の執行部が答えるには難しいような内容が入っている。こういう質問は良いのか。

○委員(広田精治)

それについては質問を受ける執行部が、答弁できないことはできないと答えれば良いだけの話なので。質問内容についてあまりここで、良いとか悪いとか言うのはまずいと思う。

○委員(武生博明)

非常に難しい質問だと思うが、これは執行部も国の指標を答弁すると思うので、再質問が大変だ

と思う。再質問であまりにも突っ込んで行くようなことがあったら議長が止めてほしい。答弁できない部分が結構あると思うので、お願いしたい。

○委員(匹田久美子)。

私も広田委員がおっしゃったように、議員それぞれに与えられている1時間の内容について、よっぽど人権の侵害とかがない限り、なかなか言及できないと思う。でも、この一般質問の通告がこのままの形で市民の目に触れることになるわけで。そうすると通告書の中に書かれてあるファイザー社の計画にこういうことがあるがとか、難しいんですが。これがどこから引っ張ってきた情報なのか、この通告書に書かれていることそのものが、真実かどうか分からない中、これが活字になって、多くの市民の目に触れるっていうことは、ちょっと検討しなければいけないのではないかなと思う。

○委員長(大塚州章)

若林議員の質問の根拠、出典先。これを言うていただかないと、正しいかどうか分からないと。皆さんのご意見を伺いまして総合的に判断すると。答弁については、やはり市が判断ができないところがあると、しっかり執行部側も回答して頂くと。それと出典については、これはちょっと私たちも分からない。専門家ではないので判断できないところがある。その辺はちょっと執行部のほうに話をしてみたいと思う。

・抽選結果は、別紙資料に記載のとおり。

V. その他

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

6. その他

・傍聴について追加説明

→ 先ほど代表者会議の中で、6月定例会に続き傍聴席を別室に設けるという話が出た。これをステージによって対応をするかという判断の協議がなされたが、代表者会議の中で9月定例会もステージに関係なく、傍聴席は別室に設けて検温や消毒も実施しようということで、協議がなされたため報告をする。

・マスクについて追加説明

→ 昨日、一般質問のヒアリングに関しても、マスク着用を皆さんにお願いしている。

○委員長(大塚州章)

・本9月定例会も引き続き別室にて傍聴、検温と消毒を実施ということで良いか。

・ヒアリング時も、マスク着用ということで良いか。

(「はい」の声)

○委員長(大塚州章)

もう1点、私のほうから上申書ということで市民より意見が来ているので、皆さんにお知らせをします。議長からちょっとご意見があるようなので、よろしくをお願いします。

○議長(匹田 郁)

若林議員には、私から不適切な発言等気をつけていただきたい、会議録の削除を求めたいということでしたが、彼はそれについても応じませんでした。臼杵市議会は民間団体の会長から、こういうことはしっかり改めてほしい、真摯に取り組んでほしいというお叱りを受け、市民からも直接、意見、苦情をいただいている。このままでは、臼杵市議会として何も対策をしなかった。こういうことがあっても、それは議員活動だから良いという段階ではもうなくなってきているという、皆さんの意見もありまして。最終的には懲罰委員会も必要ではないのかという、大きく人権のことも含めて出たことに関しては、本人に責任をとってもらおう。ちゃんとしていただかないと、申し合わせ事項を作っても、そういうことを無視していいんだ、何でもしてもいいんだということになりかねない。

これは法的にどうのこうのということじゃなくて、守るべきことはちゃんと守る。それは議員であると同時に、人として市民として。特に市議会議員は選ばれた人でもあるかわりに、自分たちも市民の規範となるべき行動をとらなければいけないという責任があると思う。

その辺について、懲罰委員会をちょっと検討すべきではないのかということで、いろいろ意見が出まして、一応そういうことが考えられたということだけは皆さんにお知らせしたい。これがどうなっていくのかは、それぞれの会派で考えていただくなり、とにかくルールは守ってほしいということでもあります。

また、会議中においては休憩という言葉が、今回ちょっと多用されるかもしれません。それは議事録削除というのが非常に難しいということを考え、私としても、そういう意味で議長として考えざるを得ないということ、6月定例会で切に感じたところです。

話が長くなりましたが、代表者会議でいろんな意見が出たということ。それから、9月定例会の議会運営では、また厳しいというか、いろんな面が出てくる可能性もあるんで、皆さんにも理解していただきたいということをご報告させていただきます。

○委員(大嶋 薫)

先ほど懲罰委員会ということでは言われましたけど、今の考え方で成立するのかわからないのか。法的根拠となったときは、また難しいのかなと思いますけど。そういうところはどこをどう考えているのかと申す。

○議長(匹田 郁)

代表者会議であったことは、懲罰で罰せられるとかいう以前の問題として。議会としてどういう対応をとっているんだということ、きちんと市民あるいは周りの方々に知らしめる。

そのためには法的なことも含めて、例えば今回議会だよりを、しっかり臼杵市議会として皆さんに、今日も市長だったか発行してましたよね。それで、新聞折り込みがされていましたが、ああいう形をとるとか、あるいは取材を持って、私たちはそこに反省を促し、ちゃんと知っていただく。そういうやり方もあるんじゃないかと。法的にどうのこうのということでもなく、そういう社会規範とかルールの中でやれることを、やっていくことができるんじゃないかということでもあります。

○委員(内藤康弘)

この取り扱いはどうされるのか。

◎書記(高橋悠樹)

上申書の取り扱いについては、今回この文書は発信者が不明ということで、こういった文書の取り扱いについては返答ができない、必要がないというところで、宛先にある通り議長それから議会運営委員会の委員皆さんに、今の段階では供覧をするまで。

○委員長(大塚州章)

匿名なのでこの場合の対応は、返答をしないということでご了承いただきたい。

○委員(広田委員)

いろんな会議でルールという場合、ちゃんと明文化された文書があって、お互いにそれを参加するメンバーで、議会なら議会、あるいは委員会は委員会として、ルールだというふうに確認したものがあんならわかるけども。そうじゃない時に、ただルールというふうなことが、何か基準にされて物事の判断に使われると、ちょっと私はまずいと思います。

○議長(匹田 郁)

自分も議員になった時に、まず行動や指針等を含めたものは、基本的に議員必携だと思うんですよ。それから、その中から派生して、こういう時はどうなるんだという時は、全協の中などでそれぞれ皆さんが意見を言えばいいし。皆さんで議論して、それから例えば修正をかける、また新しく足していくことで良いと思うんで。私は、議員必携がまず私たちの基本だと思います。

だから私は、議員としてもっと世間の皆さんに自分たちがこうあるべきという、そういう意味で議会基本条例をぜひ制定してもらいたい。そしてこの機会に、先ほど広田委員が言われた、そういう諸々に対しても、もう一度ちゃんと精査する。そして新しい今のこの時代に合うように、書き直す。その最初の大もと、ぜひこれを皆さんとともに考え作っていききたい。広田委員に対する答えになっているかどうかわかりませんが、基本は議員必携だと思っております。

○委員(広田精治)

議会でいろいろ議論して、大変重要な問題を決する場合だってあるわけですから。やはり、その根拠が大事だと思うんですよ。だから、一般論としてただルールという抽象的な表現じゃなくて、議員必携なら議員必携のどこに、こうあるというふうに発言の中に入れなければ、議論がかみ合わない。そういう意味で、言ったわけです。

○委員(大塚州章)

これも本来は、個人個人が熟読してここに載っていたなど、口頭で言ってもわかる。こういうふうになっていますと。ここを基準に会議が進められていますと。何でもありで会議を進めるというのではなくて、議長も言われました議員必携の中の、申し合わせ事項または会議規則に則ってやっていくのがルールだと思いますんで。その辺は皆さんご了承していただきたいと思います。

その上で議会というのは議論の場でありますので、その中で議論して、議長の言うようにこれは少し変えたほうが良いというようなことがあれば、そこでまた変えていきながら進化していければ

いいかなと思います。よろしいですか、議長。

○議長(匹田 郁)

広田委員が言うのは、まずそこを押さえてくださいってことですよね。

○委員長(大塚州章)

広田委員よろしいですか。

○委員(広田精治)

はい。

○委員(匹田久美子)

懲罰委員会を、作ってそれが機能するとしたら。どんな形で出来て、何を基準に懲罰を与えるんですか。

◎局長(平山博造)

(懲罰委員会の設置要件について説明)

○委員長(大塚州章)

局長が言われたように、議会の中でということが規定をされています。

事務局のほうから何か他にないでしょうか。

(な し)

これで、議会運営委員会を閉じたいと思います。

お疲れ様でした。

午前11時23分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和3年9月2日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 大塚州章